戦後補償					
出版社	頁	項目	記述	コメント	
大阪書籍			(該当する項目・記述なし)	現行版では「日本の戦争の犠牲になった 人々への補償が、問題として残っていること も忘れてはなりません」と記述(200頁)。2005 年度版にはなし。	
教育出版			サンフランシスコ平和条約(→P.186)および各国との賠償協定によって、日本政府は「国家間の補償問題は完全に解決済み」としています。しかし、戦争時に日本軍の行為で被害をうけた個人に関しては、現在でもアジア諸国から、日本の加害について補償を求める動きがつづいています。	現行版では「アジアのなかの日本」という発展学習コーナーを設け、韓国・朝鮮人もと軍属・強制労働への補償問題に言及、在日韓国・朝鮮人に対する差別についても記述していた(221頁)。しかし、2005年度版では朝鮮人を特筆する記述がない。	
清水書院			(該当する項目・記述なし)		
帝国書院		戦後補償と近隣諸国	における朝鮮や中国の人々のようす(→P.208)が明らかにされるにつれ、それらの人々にたいする責任問題が問われてきました(注1)。また、戦争に対する認識をめぐっても、近隣諸国からきびしい目が向けられています(注2)。「戦後」と「冷戦」が終わり、中国をはじめとする近隣諸国との貿易もさかんになったいま、真の友好関係を築くために、私たちはみずから日本の立場を自覚し、何をすべきか考える必要があります。 (注1)戦時中、慰安施設へ送られた女性や、日本軍人として徴兵された韓国・台湾の男性などの補償問題が裁判の場にもち込まれるようになりました。 (注2) 1982年には、かつての日本軍の行動をめぐって、それを「侵略」ととらえるか、「進出」ととらえるかについての問題がおこり、中国や韓国・北朝鮮などから批判の声があがりました。 ※太字は引用者による。	他社にはない。また、側注で1982年の教科 書問題について簡潔に記述。これらの点は 評価できる。ただし、側注の文章だけでは教	
東京書籍	215	【写真】	戦後補償を求めて裁判を起こした人 一戦争中に連れてこられ、しいられた労働に対する補償を求め、いくつもの裁判が、日本 の国や企業を相手に起こされています。写真は、企業と和解して記者会見する韓国の男 性。		

日本書籍 新社	習コーナー)】	アメリカとしては、冷戦が激化するなかで、同盟国の日本との関係を強めようとしていたからです。しかし、アジア諸国のなかには反発も強く、結局、平和条約では、賠償の支払いを求める国は、日本との2国間交渉で賠償協定を結ぶこととされました。その結果、ビルマ(ミャンマー)・フィリピン・ベトナム・インドネシアに日本政府は賠償を支払いました。一方、ソ連は1956年の日ソ共同宣言で、中国は1972年の日中共同声明で、それぞれ賠償支払いを求めないことを決めました。また、韓国も1965年の日韓基本条約で同様のことを決め、その代わりに日本政府が経済援助を行うことになりました。	韓会談」で植民地支配の清算について討議されたことが簡略ながら理解できる。ただし、請求権問題は日韓基本条約ではなく、日韓請求権及び経済協力協定で規定。また、「細川演説」「村山談話」など、歴史認識問題に対する日本側の対応についても記述。以上の諸点は充分評価できる。ただ、現行版にはこの文脈で元「慰安婦」の記述があったが、今回はない。この点は残念である。
日本文教出版		(該当する項目・記述なし)	現行版では「アジアからは戦争責任を問われつづけている」(233頁)とあるが、2005年 度版にはなし。
扶桑社		(該当する項目・記述なし)	戦後補償・在日朝鮮人についての記述が 全くない。